

令和3年4月9日

本科4・5年生及び専攻科生の  
学生及びその保護者 各位

沖縄工業高等専門学校  
学生課長 大城 光雄  
(公印省略)

「高等教育の修学支援新制度（授業料減免及び給付奨学金）」における  
新規申請について（ご案内）

このことについて、本年度も下記のとおり募集しますので案内いたします。

つきましては、新規で申請希望の方は、下記をご確認の上、所要の手続きを行うようお願いいたします。既に採用（予約採用含む。）されている方は、本手続きは不要です。

なお、「高等教育の修学支援新制度」を申請した方におかれましては、採否結果が確定するまでは前期授業料の徴収を猶予することを申し添えます。

記

【対象】

本科4、5年生及び専攻科生（本科4年以上において原級留置したことがある者を除く。）

※「高等教育の修学支援新制度」については、同封の資料をご確認願います。また、給付奨学金案内は以下のサイトで確認することができます。

[日本学生支援機構 2021年度在学者用 給付奨学金案内]

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/zaigaku\\_annai.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/zaigaku_annai.html)

【申請手順】

1. 以下のいずれかの方法により、4月23日（金）までに学生課学生係に申請の事前の申出をお願いいたします。

(1) 学生課窓口（平日8:30～17:00）で申出（来校時はマスクを着用願います。）

(2) 返信用封筒（角形2号、250円切手貼付）を同封の上、郵送で資料請求してください（事前に学生課学生係に電話連絡願います）。

※ご自身の世帯が対象となりうるかは、以下のサイトで確認することができますので、事前にご活用願います。

[日本学生支援機構 進学資金シミュレーター]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※上述の期限後も申出可能ですが、5月21日（金）までに全ての手続きを終了する必要がありますので、手続きの時間も考慮すると早めの申出をお願いいたします。

2. 配布資料をご確認の上、5月7日（金）までに以下の書類を学生課学生係に提出願います。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）
- (2) 確認書
- (3) その他必要な書類（詳細は、配布された奨学金案内をご確認願います。）

3. 書類提出後、スカラネット ID を配布しますので、5月21日（金）までにスカラネット入力を完了願います。また、スカラネット入力後1週間以内（5月31日（月）必着）にマイナンバー提出書を日本学生支援機構に直接提出願います。

#### 【経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除】

令和元年度において本科4年以上に在籍していた専攻科生は、国立高等専門学校機構における授業料免除を申請することができます。本制度は、「高等教育の修学支援新制度」による授業料減免の対象外又は「高等教育の修学支援新制度」による授業料減免の免除額が従来の授業料免除制度による免除額を下回る方に対し、経過措置として差額が免除されます。申請希望の方は関連書類を配布いたしますので、4月23日（金）までに学生課学生係に申出願います。

#### 【その他の授業料免除】

災害等の特別な事情（4年生以上対象）又は特別措置（1～3年生（一部、4年生以上）対象）による授業料免除がありますので、該当すると思われる方は、学生課学生係までお早めにご連絡願います。

#### 【担当】

〒905-2192

沖縄県名護市字辺野古 905 番地

p 沖縄工業高等専門学校 学生課学生係

Tel. 0980-55-4032

Fax. 0980-55-4012

Email. ggakusei@okinawa-ct.ac.jp

## 令和3年度授業料免除申請要項（抜粋）

沖縄工業高等専門学校

# I 授業料免除等の申請について

## 1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免は学校へ、給付型奨学金は日本学生支援機構へ申請してください。

○対象：4，5年生及び専攻科生

○認定要件：

### (1) 国籍・在留資格等に関する要件

－ 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

### (2) ・過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。

- ・4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。

例：2019年3月に高等学校を卒業

→2021年4月編入学（×対象外）

2020年3月に高等学校を卒業

→2021年4月編入学（○対象）

- ・専攻科入学生は・・・

例：2020年3月に高等専門学校卒業

→2021年4月専攻科入学（×対象外）

### (3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

### (4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内） 半期：117,300円
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3 半期：78,200円
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3 半期：39,100円

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の保有する資産の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

## 2 その他の授業料免除

### (1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

### (2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難<sup>※1</sup>であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀<sup>※2</sup>と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀<sup>※2</sup>と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

### (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難<sup>※1</sup>であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。  
※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（所得の計算に必要な書類については授業料免除取扱いガイドライン2-1-1を参照）を基に算出することとするが、これに寄り難い場合は、個別に相談すること。
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること。

### (4) 経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除申請を行える場合

- ・ 経済的理由による場合

経済的理由によって授業料の納付が困難<sup>※1</sup>であり、かつ、学業優秀<sup>※2</sup>と認められる場合

- 対 象： ・ 令和元年度に第4学年以上（専攻科を含む。）に在籍していた学生
- ・ 新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
  - ・ 新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」<sup>※1</sup>とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

### 3 提出書類

提出書類についてはそれぞれ、

- ・国立高等専門学校機構における授業料免除 →Ⅱの「提出書類」・Ⅲ「提出書類様式」
  - ・高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免→Ⅱの「提出書類」・別添（A様式）
- を参照してください。

なお、提出した書類は返却しません。

### 4 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

### 5 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

### 7 申請に関するお問い合わせについて

- ・ご不明な点等ありましたら、学生課学生係（TEL：0980-55-4032）までお問い合わせください。（8：30～17：00 ※土・日・祝日・年末年始等休業日を除く）

## Ⅱ 提出書類

### 1 全員が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	<b>【初回申請時】</b> 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	(A様式1)
	<b>【継続時】</b> 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書	(A様式2)
その他の授業料免除申請者	授業料免除申請書 ※「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」については、(A様式1, 2)の提出で代えることができる。	(様式1-1, 1-2)
	家族状況等申告書	(様式2)
	市区町村発行の所得証明書 ・令和3年度分(令和2年度についての記載があるもの) ・合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額, 所得控除の内訳を記載したもので, 免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者, 15歳未満, 専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は, 非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について, 無収入申立書による申立てを行う場合は, 新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行
	住民票(免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場

### 2 該当者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	<b>【給付型奨学金予約採用候補者】</b> 「採用候補者決定通知」のコピー	日本学生支援機構
その他の授業料免除申請者	「家族状況等申告書」(様式2)により該当する書類	各機関

### Ⅲ 提出書類様式

(様式1-1) 授業料免除申請書

(様式1-2) 授業料免除申請書 (給付奨学生)

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給 (見込) 証明書

(様式4) 退職及び退職金支給証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出 (見込) 額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者 (家計支持者) 別居に係る支出 (見込) 額等申立書

※A様式については別添を参照。



お金の心配なく学び続けたい

学生のみなさんへ



注目！

2020年4月から  
新制度がスタートしています！  
[対象] 住民税非課税世帯・準する世帯の学生

授業料・入学金の  
免除/減額

+

給付型奨学金の  
支給

申請期間

2021年4月～・9月～

❗ 学校ごとに締切日が異なるので確認を。

[対象となる学校] 大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校



ポイントは次頁へ▶▶



学生のみなさん！

# 新しい修学支援制度を知っておこう！

経済的な理由で学び続けることをあきらめずすむよう、授業料等の減免と給付型奨学金により、意欲のある学生のみなさんの「学び」を支えます。大学等に在学中の人も、条件を満たせば支援を受けられるので、確認してみましょう。

- ▶ 貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人へ  
新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります
- ▶ 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人へ  
支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう
- ▶ 以前からJASSOの給付型奨学金を受けている人へ  
新制度に切り替えることができるので、条件や手続きを調べてみましょう

## Point ① どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。大学等ごとの人数制限（推薦枠）はありません。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

基準を満たす世帯年収は、家族構成により異なります。



学ぶ意欲がある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

しっかり勉強しなかった場合には、支援が打ち切られます。

❗ この他にも要件があります。詳しくはJASSOや文部科学省のホームページや、学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

**将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です**

## Point ② 給付型奨学金の支給額は？

住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合は、下記の額が支給されます。

（住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の場合は、Point④へ）

### 給付型奨学金の支給月額

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）





区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	29,200円 (33,300円)	66,700円
	私立	38,300円 (42,500円)	75,800円
高等専門学校	国公立	17,500円 (25,800円)	34,200円
	私立	26,700円 (35,000円)	43,300円

❗ 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。



# 主なスケジュール

2021年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおり

2021年 ～4月	準備	 学生	文部科学省やJASSOのサイトで、制度の詳細や自分が対象になりそうかを確認し、学校から申込書類をもらいましょう。
給付型奨学金	4月 ～5月	給付型奨学金 申込み	 学生 学校に必要書類を提出し、インターネットで申し込みます。 また、マイナンバーをJASSOに提出します。 <b>①</b> 申込期間は学校により異なりますので、在学中の学校に確認してください。
	(申込後)	推薦	 学校 学業成績・学修意欲などを確認のうえ、JASSOに推薦します。
	7月頃	支援開始	JASSO 選考結果を通知したうえで対象者に <b>4月分</b> から支援を行います。
授業料 等減免	学生 申込み 減免	 学校	申込みのスケジュールや書類は学校により異なります。 在学中の学校に確認してみましょう。



## Point ③

### 授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、大学等へ申し込むことで、最大で年間約70万円の授業料の免除・減額を受けることができます。（住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の場合は、Point④へ）

#### 授業料等の免除・減額の上限額(年額)

(住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

**①** 「入学金」の免除・減額を受けられるのは、入学後3か月以内に申請して支援対象となった学生です。夜間部や通信教育課程の場合は、これとは別の額になります。

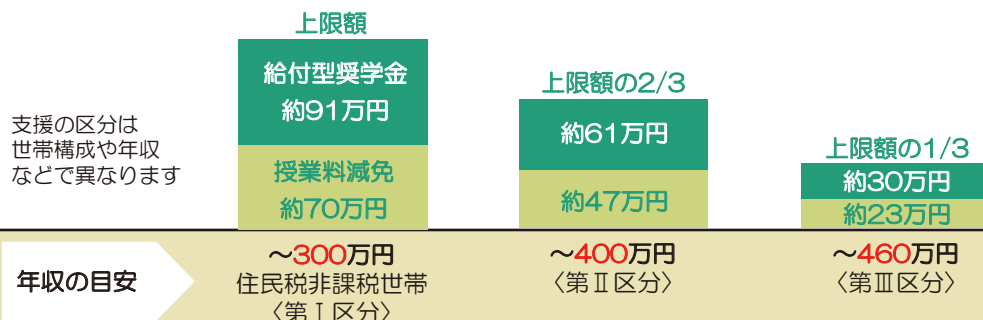


## Point ④

### 世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

**例** 4人家族〈本人(19～22歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・高校生〉で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



進学資金  
シミュレーター



自分が支援の対象になるか調べてみよう。

**①** 毎年6月に更新される所得(住民税)情報で区分が判定されるので、例えば高校生のときに申し込んで対象外だった場合も、進学後(秋以降)に申し込んで支援対象となる可能性があります。

自分の在学している学校が制度の対象になっているか、  
確認してみましょう！  
⇒ **対象校の一覧**



## Q & A

**Q** 世帯収入や資産、学修意欲等の要件を満たせば支援の対象になるのですか。

A. 学修意欲等の他にも、高等学校等を卒業してから大学等に入学するまでの期間等についての要件がありますので、JASSOのホームページや学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

**Q** 給付型奨学金とあわせて、貸与型奨学金を借りることはできますか。

A. 新制度は、授業料等の減免と給付型奨学金をセットで受けることで今までより支援が充実しますので、第一種奨学金(無利子)を利用している場合は、新制度の支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅲ区分)に応じて、貸与を受けられる金額が制限されます。  
第二種奨学金(有利子)は、希望する額を利用することができますので、第一種奨学金が制限されたために更に奨学金が必要な場合は、新制度の申込みとあわせて、第二種奨学金を新たに申込みすることも可能です。

**Q** 申込みを行う際に、準備しておくことにはどのようなことがありますか？

A. 申込みの際には本人及び生計を維持している人(原則父母)のマイナンバーの提出が必要になります。マイナンバーカードを持っていない人は、別の提出書類を用意する必要がありますので、JASSOのホームページや学校から希望者に配付される説明資料を確認してください。

## information

### i くわしい情報はこちら

まずは、文部科学省の特設サイト  
「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。



<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

奨学金に関するより詳しい情報は、  
こちらからもご覧いただけます。



「奨学金の制度(給付型)」  
日本学生支援機構 奨学金ホームページ  
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

### i 支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金の貸与型、給付型、返還に関する  
相談を受け付けています。

日本学生支援機構 奨学金相談センター  
電話：0570-666-301 (月～金、9時～20時)  
※ 土日祝日、年末年始を除く ※ 通話料がかかります。

お電話の前に、まずは、  
特設サイト「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。

奨学金の申込手続きは在学中の学校で行います。

- ・手続きのスケジュールや個別の提出書類は、  
在学中の学校に相談してください。
- ・マイナンバー提出については  
「マイナンバー提出に関する専用コールセンター」  
(申込関係書類の封筒の中に入っています)に  
相談してください。

